

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：フッ素樹脂コーティング剤・エアゾール

製品名：スライドコート 420ml

製品コード：No. 6127

推奨用途と使用上の制限：潤滑・離型・付着防止コーティング。ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

会社名：株式会社 オーデック

住所：〒141-0022 東京都品川区東五反田 3-14-13 高輪ミュージビル

担当部門：耐熱化成品部

電話番号：03-6447-7461

FAX番号：03-6447-7405

E-mail：info@audec.co.jp

作成日：2009年9月28日

改訂日：2022年9月20日

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】 ※区分に該当しない(分類対象外)、分類できないは省略。

エアゾール：区分1

急性毒性-経口、吸入：区分に該当しない

急性毒性-吸入：区分4

皮膚腐食性/刺激性：区分外

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：区分2

生殖毒性：区分1、追加区分

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分1(中枢神経系、全身毒性)

区分2(視神経、血液系)

区分3(気道刺激性、麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分1(血液系)

区分2(呼吸器、肝臓、脾臓、視神経、精巣)

水生環境有害性 短期(急性)：区分に該当しない

水生環境有害性 長期(慢性)：区分に該当しない

【絵表示】



【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

- ・極めて可燃性の高いエアゾール
- ・高压容器：熱すると破裂のおそれ
- ・吸入すると有害
- ・強い眼刺激
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・授乳中の子に害を及ぼすおそれ
- ・臓器の障害(中枢神経系、全身毒性)
- ・臓器の障害のおそれ(視神経、血液系)
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・長期にわたる、または反復ばく露による臓器(血液系)の障害
- ・長期にわたる、または反復ばく露による臓器(呼吸器、肝臓、脾臓、視神経、精巣)の障害のおそれ

【注意書き】

《安全対策》

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・裸火または他の着火源に噴霧しないこと。
- ・使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・使用前にすべての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・妊娠中および授乳期中は接触を避けること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

《応急措置》

- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・医療処置を受けること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。
- ・ばく露またはその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
- ・気分が悪い時は、診察を受けること。

《保管》

- ・日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。
- ・施錠して保管すること。
- ・換気の良いところで保管すること。

《廃棄》

- ・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

成分名	含有率 %	CAS RN	官報公示整理番号	P R T R	備考
ジメチルエーテル	45～55	115-10-6	2-360		
イソプロピルアルコール	15～25	67-63-0	2-207		
酢酸エチル	10～20	141-78-6	2-726		
フッ素樹脂 (P T F E)	2.0 以下	9002-84-0	6-939		
酢酸メチル	2.0 以下	79-20-9	2-725		
酢酸イソプロピル	2.0 以下	108-21-4	2-727		
エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	2.0 以下	111-15-9	2-740	1-133 (1-157)	EU SVHC 該当
バインダー及び分散剤	2.0 以下	非公開	既存		
トルエン	0.7	108-88-3	3-2、3-60	1-300 (1-347)	

※()内は 2023 年 4 月 1 日以降の PRTR 政令番号。

4. 応急措置

吸入した場合 : 被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動させ、保温・安静にし、必要に応じて医師の診断を受けること。

呼吸が不規則または止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸道を確保した上で人工呼吸を行い、直ちに医師の手当を受けること。嘔吐物を飲み込ませないようにすること。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴などを速やかに取り除き、製品にふれた部分を大量の水及び石鹸水で十分に洗浄すること。溶剤・シンナーは使用しない。

皮膚等に変化が見られたり、炎症を生じた時には直ちに医師の手当を受けること。

眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で 15 分以上洗眼した後、速やかに眼科医の手当を受けること。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行き渡るように洗眼すること。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗眼すること。

すぐに痛みが無く視力に影響が無くても障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合 : 意識のある場合は、吐き出さずに水で口の中をよく洗い、直ちに医師の手当てを受けること。意識のない場合は、口から何も与えず、嘔吐物を飲み込ませないようにし、直ちに医師の手当てを受けること。

応急措置をする者の保護 : 適切な保護具(保護眼鏡、防護マスク、手袋等)を着用する。換気を十分に行う。

に必要な注意事項

医師に対する特別な注意事項 : 情報無し

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール泡消火剤、水噴霧

使ってはならない消火剤 : 棒状注水

特有の危険有害性 : 加熱により容器が破裂、飛散する可能性あり。

熱分解または燃焼により有害な炭化水素や一酸化炭素が発生する可能性あり。

特有の消火方法 : 周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。移動不可能な場合は、容器の破損が生じないように注水し、冷却する。容器が破裂、飛散する恐れがあるので、冷却作業は十分な距離をとって行うこと。

過熱により容器から内容物が噴出した場合は、可能ならば容器を熱源から遠ざけ、大量の水を注水して冷却し、噴出が納まるのを待ち、消火活動を行うこと。

滞留ガスに引火、爆発の危険があるので噴出が収まる前に火災を消してはならない。

消火活動を行う者の特別な保護具 : 容器の破裂、飛散から身を守るために十分な距離を取り、防護盾、ヘルメット等で身体を防護すること。

及び予防措置 : 熱分解により有害なガスやヒュームが発生することがあるので、適切な空気呼吸器や化学用保護衣を着用し、風上から対応すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意 : 漏れた付近の周囲から人を退避させるとともに、風下の人を退避させ、火災・爆発の危険を警告すること。

緊急時措置 : 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに、適切な消火剤を用意すること。

屋内の場合は処理が終わるまで通風等により換気をよく行うこと。

作業者は保護手袋、保護眼鏡、保護服、保護マスクを着用すること。

環境に対する注意 : 流出した内容物が河川等に排出されない様に注意すること。

事項 : 漏出物を直接、河川や下水に流さないこと。

封じ込め及び浄化 : 乾燥砂、土、その他不燃性の物に吸着させて、密閉できる空容器に回収すること。

の方法及び機材 : 大量の流出には盛り土で囲って流出を防止すること。

作業には火花を発生しない器具を使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。

付着物・廃棄物等は関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止策 : 特に無し。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 粉体成分が沈んでいるので、必ず使用前にカラカラと音がするまで容器をよく振り内容物を均一にすること。

攪拌不足の場合、詰まりや最後まで噴射できないことがある。

内容物が出る方向をよく確認してから使用すること。

眼・皮膚・粘膜との接触を避け、蒸気、ミスト、粉塵などを吸入しないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護服、保護マスクなど適切な保護具を着用すること。

火気を使用している室内で使用しないこと。火気厳禁。

炎に向けて使用しないこと。

安全取扱注意 : 使用中、直射日光の当たる場所や温度が40℃以上になる場所に放置しないこと。

事項 : 特に、夏場の自動車内やコンクリートや砂地、路面上に置かないこと。

容器の転倒、落下など衝撃を加えないこと。

換気の良い場所で使用すること。

狭い室内や車内では使用しないこと。
 人体に使用しないこと。
 用途以外には使用しないこと。
 その他、表示された使用上の注意を守ること。
 接触回避 : 混触禁止物質を同じ場所では取り扱わないこと。
 衛生対策 : 情報無し

保管

安全な保管条件 : 涼しい、換気の良い場所で施錠して保管すること。
 破裂の原因になるので、火気の近くや直射日光の当たる場所、温度が40℃以上となる
 ところに保管しないこと。特に、暖房器具の付近など熱気が当たる所や自動車内には置
 かないこと。
 換気の良い所に保管すること。
 錆の発生しやすい水、湿気の多い所に放置しないこと。
 子供の手の届かないところに保管すること。
 キャップをして保管すること。
 エアゾール製品は性質上、経年変化に伴い缶及び各部品が劣化し、ガス抜けが起こる可
 能性があるので、長期保管は避け、なるべく早めに使い切ること。
 その他、表示された保管上の注意を守ること。
 安全な容器包装材料 : 情報無し

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度・許容濃度 :

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH (TLV-TWA)
ジメチルエーテル			
イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm、980mg/m ³ (最大値、2021年版)	200ppm、492mg/m ³ (2015年版)
酢酸エチル	200ppm	200ppm、720mg/m ³ (2021年版)	400ppm、1440mg/m ³ (2015年版)
フッ素樹脂			
酢酸メチル	200ppm	200ppm、610mg/m ³ (2021年版)	200ppm、606mg/m ³ (2015年版)
酢酸イソプロピル	100ppm		100ppm、418mg/m ³ (2015年版)
エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	5ppm	5ppm、27mg/m ³ (2021年版)	5ppm、27mg/m ³ (2015年版)
バインダー及び分散剤			
トルエン	20ppm	50ppm、188mg/m ³ (2021年版)	20ppm、75mg/m ³ (2015年版)

設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は、ガス検知器を設置し、局所排気装置等を設置すること。
 長時間取り扱う場合、吸排気が十分にとれ暴露を受けない設備にすること。
 換気扇や各種電気設備には防爆構造のものを用いること。
 取り扱い場所の近くには、安全シャワー、手洗い、洗眼設備等を設け、その位置
 を明瞭に表示する。

保護具 : 呼吸用保護具 ; 有機ガス用防毒マスク
 手の保護具 ; 保護手袋(有機溶剤用)
 眼の保護具 ; 保護眼鏡(側板付きまたはゴーグル型)
 皮膚及び身体の保護具 ; 保護服(長袖)。必要に応じて、保護前掛け、保護長靴。

9. 物理的及び化学的性質

	原液	噴射剤(ジメチルエーテル)
物理状態	液体	液体及び気体(容器内)
色	白色懸濁	無色透明
臭い	有機溶剤臭	僅かにエーテル臭
融点/凝固点	情報無し	-141.5℃
沸点又は初留点 及び沸点範囲	情報無し	-23.6℃
可燃性	可燃性	可燃性
爆発下限界及び 爆発上限界/可燃限界	情報無し	上限 26.7vol% 下限 3.4vol%
引火点	-15℃	-41.1℃
自然発火点	情報無し	350℃
分解温度	情報無し	情報無し
pH	情報無し	情報無し
動粘性率	情報無し	情報無し
溶解度	情報無し	水 ; 2.4g/100ml
n-オクタノール/水分配係数	情報無し	LogPow=0.1
蒸気圧	情報無し	0.507MPa (20.8℃)
密度及び/又は相対密度	0.855 (20℃)	0.661…液体(20℃) 1.6…空気=1
相対ガス密度	情報無し	情報無し
粒子特性	情報無し	情報無し

10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の使用・保管条件では反応性無し。

化学的安定性 : 通常の使用・保管条件では安定。

危険有害反応可能性 : 強酸化剤や高温の表面との接触、火花または裸火により発火。

避けるべき条件 : 高温へのばく露。強酸化剤との接触。静電放電などの着火源。

混触危険物質 : 強酸化剤。

危険有害な分解生成物 : 熱分解や燃焼により有害な炭化水素や一酸化炭素などが生成する可能性あり。

11. 有害性情報

成分名	LD50口	LD50皮	LC50吸	皮	眼	感	変	発	生	単	反	誤
ジメチルエーテル			164000/4H							3(麻)		
イソプロピルアルコール	4384	12870	68.5mg/L/4H	外	2				2	1&3(気)	1&2	
酢酸エチル	5600	>18000	14640mL/m ³ /4H	外	2B	外(皮)				3(気、麻)		
フッ素樹脂	>11280											
酢酸メチル	4800	>2000	>49mg/L/4H	外	2B	外(皮)				1&3(気、麻)	1	
酢酸イソプロピル	3000	>17436	12114/8H	外	2A					3(気、麻)		
エチレングリコールモノエチル エーテルアセート	2700	10227	>1500/2H	外	2B				1B	1&3(麻)	1	
トルエン	5000	12400	4000/4H	2	2B	外(皮)	外		1A&追加	1&3(気、麻)	1	1

※略記号(データ及びGHS区分)

LD50 口：経口(主としてラット)mg/kg、LD50 皮：経皮(主としてウサギ)mg/kg、LC50 吸：吸入(主としてラット)ppm、
皮：皮膚腐食性/刺激性、眼：眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、感：感作性(呼：呼吸器、皮：皮膚)、
変：生殖細胞変異原性、発：発がん性、生：生殖毒性、単：特定標的臓器毒性(単回ばく露)(気：気道刺激性、
麻：麻酔作用)、反：特定標的臓器毒性(反復ばく露)、誤：誤えん有害性、外：区分に該当しない
※区分に該当しない(分類対象外)、分類できないは省略

1 2. 環境影響情報

生態毒性 : ジメチルエーテル ; EC50>4000mg/L/48H(オシロイソトコ) (IUCLID(2000))
イソプロピルアルコール ; EC50>1000mg/L/48H(オシロイソトコ) (環境庁生態影響試験(1997))
酢酸エチル ; EC50=262mg/L/48H(オシロイソトコ) (環境省リスク評価第10巻(2012))
酢酸メチル ; EC50>120mg/L/72H(緑藻) (EU-RAR(2003))
酢酸イソプロピル ; EC50=110mg/L/48H(フラインシュリプ) (SIDS(2008))
エチレングリコールモノエチルエーテルアセート ; LC50=41mg/L/96H(ブルーギル) (環境省リスク評価第6巻(2007))
トルエン ; EC50=3.78mg/L/48H(ニセコゼミシロ) (NITE 初期リスク評価書(2006))

残留性・分解性 : イソプロピルアルコール ; BOD 分解度 86%(既存化学物質安全性点検データ(1993))
酢酸エチル ; BOD 分解度 61、112、105%/28日(通産省公報(1993))
エチレングリコールモノエチルエーテルアセート ; BOD 分解度 86.9%/2週間(既存化学物質安全性点検(1976))
トルエン ; BOD 分解度 123%/2週間(既存化学物質安全性点検データ(1980))

生体蓄積性 : 情報無し
土壌中の移動性 : 情報無し
オゾン層への有害性 : 情報無し

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 捨てる時は、完全に使い切ってから、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、または、ガス抜きキャップなどを使用しガスを抜くこと。自治体の指示が無い限り缶に穴を開けないこと。もし穴を開ける時は、完全に使い切ってから、必ず火気の無い屋外でガスの引火に十分注意して行うこと。また、引火や爆発の危険性が高くなるので一度に大量に噴射や穴開けしないこと。

汚染容器及び包装 : 空容器は完全に使い切ってガスを抜いたことを確認し、不燃ゴミまたは資源ゴミ、産業廃棄物などとして各自治体の規則に従い廃棄すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規則 : 航空輸送は IATA 及び海上輸送は IMDG の規則に従う。
国連番号 : UN 1950
国連品名 : エアゾール (Aerosols, flammable, maximum 1 litre)
国連分類 : Class 2.1 (引火性高圧ガス)
容器等級 : 非該当
副次危険性等級 : 非該当
海洋汚染物質 : 非該当
国内規則 : 陸上輸送 ; 消防法、労働安全衛生法等の輸送について定めるところに従う。
海上輸送 ; 船舶安全法の輸送について定めるところに従う。
航空輸送 ; 航空法の輸送について定めるところに従う。
緊急時応急措置指針番号 ; 126

15. 適用法令

- 消防法 : 危険物第4類第1石油類非水溶性(指定数量200L)
- 労働安全衛生法 :
- 施行令第18条(名称等を表示すべき危険物及び有害物) イソプロピルアルコール、酢酸エチル、酢酸メチル、酢酸イソプロピル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、トルエン
- 施行令第18条の2別表第9(名称等を通知すべき危険物及び有害物) プロピルアルコール、酢酸エチル、酢酸メチル、酢酸プロピル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、トルエン
- 施行令別表第1(危険物) 引火性の物、可燃性のガス
- 特定化学物質障害予防規則; 非該当
- 有機溶剤中毒予防規則; 第二種有機溶剤含有(イソプロピルアルコール、酢酸エチルなど)
- 化学物質による健康障害防止指針; 非該当
- 化学物質管理促進法: 指定化学物質リスト(PRT法) 第一種; 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
- 毒物及び劇物取締法: 非該当
- 高圧ガス保安法 :
- 一般高圧ガス保安規則 第6条(技術上の基準)
- 施行令関係告示第4条
- 航空法 : 施行規則第194条 航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示別表第1 エアゾール(引火性のもの。毒物、腐食性物質又は毒性ガスを含まないもの。)
- 船舶安全法 : 危規則告示別表第1 エアゾール(引火性高圧ガス。容積が1L以下で、再充てんができないもの。)
- 大気汚染防止法 : 第2条
(揮発性有機化合物) イソプロピルアルコール、酢酸エチル、酢酸プロピル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、トルエン等
(有害大気汚染物質) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、トルエン
- 施行令第10条(特定物質) 非該当
- 水質汚濁防止法 :
- 施行令第2条(有害物質) ふっ素及びその化合物
- 施行令第3条 第3号、4号など
- 施行令第3条の3(指定物質) 酢酸エチル、トルエン
- 土壤汚染対策法 : 施行令第1条(特定有害物質) ふっ素及びその化合物

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手した情報に基づいて作成していますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。

注意事項は、通常の取り扱いを対象としたもので、特別な取り扱いをする場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、取り扱い願います。

引用文献等

- (独)製品評価技術基盤機構公表GHS分類結果
I C S C国際化学物質安全性カード